

宮 監 公 表 第 1 6 号
令 和 5 年 4 月 2 8 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透

定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
農政部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和4年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：農政部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(森林水産課)</p> <p>(2) 令和3年度の宮崎市自然休養村センター及び椿山自然公園の自動販売機(建物)設置に係る行政財産目的外使用許可について、宮崎市行政財産使用料条例により「建物を使用するものに係る使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、100分の110を乗じない額で使用料を算定し、過少に徴収していた。</p> <p>【宮崎市自然休養村センター①】</p> <p>(正) $(8,330円 + 8,330円 \times 0.1) \times 110 / 100 = 10,079円$</p> <p>(誤) $8,330円 + 8,330円 \times 0.1 = 9,163円$</p> <p style="text-align: right;">差額 916円</p> <p>【宮崎市自然休養村センター②～④】</p> <p>(正) $8,330円 \times 110 / 100 = 9,163円$</p> <p>(誤) 8,330円</p> <p style="text-align: right;">差額 833円</p> <p>【椿山自然公園】</p> <p>(正) $8,330円 \times 110 / 100 = 9,163円$</p> <p>(誤) 8,330円</p> <p style="text-align: right;">差額 833円</p>	<p>(2) 自動販売機(建物)設置に係る行政財産目的外使用料の徴収について、令和2年度及び令和3年度の2箇年の使用料の算定誤りが判明した。</p> <p>そのため、不足分の使用料について、納入を依頼し、以下の日時に納入を確認した。</p> <p>自然休養村センター $3,415円 \times 2$ 箇年分 = 6,830円 令和5年2月21日納入</p> <p>椿山森林公園 $833円 \times 2$ 箇年分 = 1,666円 令和5年3月1日納入</p> <p>尚、今後の使用料の算定、徴収については、複数の職員で再確認を実施し、徴収を行っていく。</p>

令和5年3月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

